



# あかがわ 社協だより

## 第69号

### ～赤い羽根共同募金だより～

1月22日に赤井川小学校の児童の代表から、  
学校内で集めた募金4,305円を受け取りました。

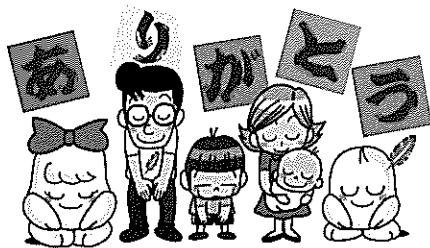
村内の各学校の生徒・児童の皆さんには、毎年  
校内での募金活動で赤い羽根共同募金に協力して  
いただいています。

本当にありがとうございます。

編集発行 平成28年3月1日発行  
社会福祉 赤井川村社会福祉協議会  
法人

〒046-0501  
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1  
赤井川村デイサービスセンター内  
電話 (0135)34-6068番  
FAX (0135)34-6069番  
Eメール akaigawa.syakyou@wine.plala.or.jp

**社協会員募集しています!!**



# 共同募金、歳末たすけあい募金にご協力ありがとうございました。

## 募金結果報告

赤い羽根共同募金 平成27年10月1日～12月31日		目標額 259,000円に対して <b>349,628円</b> 集まりました。	
募金内訳 (順不同、敬称略)			
ご芳名	金額 (円)	ご芳名	金額 (円)
村内区会合計	191,500	赤井川中学校	14,759
ふれあい健康まつり募金箱(赤井川中協力)	5,757	カルデラまつり(社協売上金)	74,450
ふれあい健康まつり売上金	ケーキ 7,944	チャリティーパークゴルフ大会	9,053
	縁日 9,190		
	クレープ 22,670	個人名義	2,000
	農産物販売等 1,350		
赤井川小学校	4,305	デイサービスセンター(募金箱)	715
都小学校	5,935		
歳末たすけあい募金 平成27年12月1日～12月31日		目標額 210,000円に対して <b>215,804円</b> 集まりました。	
募金内訳 (順不同、敬称略)			
ご芳名	金額 (円)	ご芳名	金額 (円)
村内区会合計	192,000	赤井川村保養センター(募金箱)	314
赤井川村役場(募金箱)	355	J A赤井川事業所(募金箱)	24
キロロリゾート(募金箱)	100	社協事務所(募金箱)	544
セイコーマート赤井川(募金箱)	356	女性団体連絡協議会	3,000
ながぬま農園(募金箱)	2,847	サークルひまわり	2,000
山中牧場(募金箱)	1,076	こけしの会	7,000
赤井川郵便局(募金箱)	1,253	初音ミクピンバッジ	3,850
道の駅あかいがわ(募金箱)	1,085		

各小中学校や皆様から集められた共同募金、歳末たすけあい募金は北海道内の障がい者や子供たちの福祉活動に活用されるほか、村内の福祉活動に活用されます。

- 老人クラブ悠楽会の活動資金として
- 赤井川手話会の活動資金として
- 赤井川村遺族会の活動資金として
- 高齢者配食サービスの資金として
- 赤井川村身体障害者福祉協会の活動資金として
- 高齢者買い物ツアーの実施財源として
- カルデラクラブ(託児事業)の活動資金として

## 社協役員・評議員と村議会議員との懇談会

1月28日に健康支援センターで、社協役員・評議員8名と村議会議員7名で、懇談会を開催しました。

まず社協事務局より、介護保険や地域包括ケアシステムの話、除雪や通院や買い物などの移動手段、高齢者住宅の不足、土日のサービスの不足の事など、社協が関わる中で浮き彫りになっている村内での福祉や介護の問題や課題が提起され、その後に意見交換が行われました。

これまで議員の方と直接意見交換をする機会がほとんどなく、今回は初の試みとして懇談会を開催しましたが、活発な意見交換の中から大変貴重なご意見をたくさんいただくことができました。

## 知ってるかな ～権利擁護～

「権利擁護」という言葉を最近では耳にすることが多くなってきていると思います。

障害や年を重ねることで物事を判断する力が衰え、その結果、悪徳商法の被害に遭うなど、自分の利益を自分の力で守れなくなってしまうことがあります。そんな高齢者や障害をもつ人のために、人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産などを適切に管理したりするのが「権利擁護」です。

社協では権利擁護に関する事業として、「日常生活自立支援事業」と「成年後見事業」を行っています。

「日常生活自立支援事業」は北海道社会福祉協議会からの委託を受けて実施しており、「成年後見事業」は小樽・北しりべし成年後見センターと契約を結び、市民後見人として1名登録し実施しています。

制度を利用するにあたって、成年後見制度は裁判所に本人・配偶者・4親等以内の親族・市町村長のいずれかが裁判所に申し立てを行い、後見人を選任してもらいます。

日常生活自立支援事業は、社協で相談を受けて自立生活支援専門員が詳しい話をさせていただき、サービスの提供（日常金銭管理・書類預かり・福祉サービス利用支援など）に向けて手続きが進められます。サービスの内容をご理解いただき、本人との契約によるサービスの利用が開始されます。

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を考えている方は、事業についての詳しいパンフレットなどもございますので社協までご連絡下さい。

# 地区別訪問サロン

1月26日に旭丘会館で旭丘地区の方を対象とした地区別訪問サロンを開催し、5名の方が参加されました。

今回は軽いストレッチとイー・ボールを使用した軽運動をした後に、昭和の画像を使った思い出テストで脳トレをして脳を活性化させました。

軽運動と脳トレの後には、参加者の皆さんでストーブを囲んで楽しい話に花を咲かせて盛り上がりました。

最後には1000人の声を聴きますプロジェクトにもご協力いただき、皆さんからの貴重なご意見をいただくことができました。



\* 齊藤敏子様 (二町内) 2,000円  
\* 高木孝子様 (一町内) 2,500円

社会福祉事業に対する  
善意の寄付  
ありがとうございます

## あんしん法律相談

毎月第4水曜日の午後3時30分から午後4時30分に、赤井川村社会福祉協議会相談室で「あんしん法律相談」を開催しています。

相談に関する予約は必要となりますが相談料金は無料で、もちろん相談についての秘密は厳守され、相談分野については、あらゆる分野の相談について受け付けています。

困りごとや心配事を一人で抱え込んでしまう前に、法律の専門家である弁護士にまずは相談してみませんか？

お問い合わせやご予約は、社会福祉協議会(電話：34-6068)までお気軽にお電話下さい。

## あとがき

例年に比べて赤井川村の積雪が少ないような気がしております。できればこのまま下力雪など降らずに春を迎えられることを願うばかりです。これから降る雪は重たくて、除雪も今以上に大変になってしまいますからね。雪が降ると寒くて出歩きのが徳劫になりますが、ツルツル路面や雪が積もっている道路状況で、外出したくてもできない人も多いのではないのでしょうか。

季節に関係なく、村外に出なければならぬ用事があったとしても公共交通機関の便が悪く、自家用車を持っていない人にとっては通院時などの移動手段をどうやって確保するかは悩みの種の一つだと思います。

赤井川村のような過疎地だけではなく、公共交通機関が整い、福祉サービスの種類も豊富な札幌市やその近郊の都市圏でも「足の不自由な方や高齢者は移動手段の確保に困っている」という話を、先日参加した研修で聞きました。

実際に自分がその立場にならないと実感することができないのかもしれないが、「足を怪我」したり、「自家用車が使えない」という事になったと仮定して考えてみると、非常に不便で困ってしまうことになると思います。

いつまでも安心して暮らしていけるような環境づくり…難しい事であるとは思いますが、困った方の気持ちになって考え、お手伝いしていきたいと思えます。